

5. 地球温暖化対策の取組

1 三重県地球温暖化対策実行計画の策定状況

(1) 第6回三重県地球温暖化対策実行計画部会の審議結果

① パブリックコメントの対応状況

平成23年3月9日から4月7日まで実施した三重県地球温暖化対策実行計画（案）に対するパブリックコメントの報告と対応に係る審議がなされました。いただいた意見は6件で、修正を求める意見はなく、実際の取組のなかで各主体の連携を求めるものや、ライフスタイルを変えることが重要といった意見でした。

[パブリックコメントの結果]

計画案に反映するもの	今後対応を検討するもの	すでに計画案に反映されているもの	意見の反映が困難なもの	その他（意見・質問等）	合計
0件	0件	0件	0件	6件	6件

② 今後の進め方

三重県地球温暖化対策実行計画の今後の進め方については、東日本大震災の一連の動きを踏まえ、省エネ・節電にかかる意識の変化や新エネルギーを取り巻く状況を反映していく必要があることから、作業を延期し、年度内の策定を目処に作業を進めることになりました。

(2) 今後の策定スケジュール案

平成23年 10月頃 地球温暖化対策実行計画部会

平成24年 1月頃 三重県環境審議会における最終案の審議

平成24年 2月頃 計画策定

2 この夏の省エネ・節電への取組

県では、中部電力から浜岡原子力発電所の運転停止に伴い、夏場の電力が、平日の午後、特に月曜日から水曜日の午後1時から4時にかけて逼迫するおそれがあるとの報告を受け、次のような対応をしています。

(1) 三重県エネルギー対策本部における取組

① 県内の団体等への協力依頼

6月1日開催の三重県エネルギー対策本部の決定を受け、県内の約230団体等に、文書による省エネ・節電の協力依頼を行いました。

② 県民への呼びかけ

ホームページに、省エネ・節電に係る具体的な取組方法を掲載し、協力をお願いしています。また、県政だより7月号にも掲載し、協力をお願いしていきます。

(2) 地球温暖化防止対策としての取組

① 省エネ診断・アドバイスの実施

中小企業（原油換算で、年間100キロリットル未満）を対象に、エネルギー管理士等を派遣し、その企業に適した省エネ等改善策を提案する「省エネ診断・アドバイス」を行います。

② 三重県地球温暖化防止活動推進員による啓発活動

三重県地球温暖化防止活動推進センターを拠点として活動する県委嘱の推進員（76名）により、学校や地域を対象として出前講座を行い、具体的な節電方法について紹介するなど、家庭における省エネ・節電の取組を促進していきます。

③ 「キッズISO14000」の取組

県が募集した企業・団体等がインストラクターとなって小学校に出向き、省エネやごみ減量等に係る教材（ワークブック）を使って、子どもたちの家庭における省エネ・省資源の取組を支援し、環境意識の向上を図ります。

④ 地球温暖化防止啓発ポスターコンクールの実施

小中学校の児童・生徒を対象に地球温暖化防止啓発ポスターコンクールを実施し、「省エネ・節電」に重点を置いたポスターの募集を行うことで、児童・生徒の意識を高めます。

⑤ 「クールアースデー」の取組

7月7日に国が行うCO₂削減/ライトダウンキャンペーン（クールアースデー）の取組に、県として参加するとともに、県内の企業・団体等にも参加を呼びかけます。

今年度については、7月7日以外にも、県独自の取組としてライトダウンの日を設定し、省エネ・節電意識の浸透を図ります。

三重県地球温暖化対策実行計画(案) ~低炭素社会の実現に向けて~

基本的事項

- 1 計画の趣旨**
地域の環境行政の担い手として主導的に地球温暖化対策に取り組み、県民、事業者、行政等のさまざまな主体が協働して地球温暖化対策を展開することで、中期的な削減目標を達成し、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素で豊かな社会の実現を目指す。
- 2 計画の位置づけ**
地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく「地方公共団体実行計画」
- 3 計画の期間**
平成23(2011)年度から平成32(2020)年度まで
- 4 基準年度**
平成2(1990)年度
- 5 対象とする温室効果ガス**
二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン等3ガス(HFCs、PFCs、SF₆)

温暖化の現状と防止に向けた取組

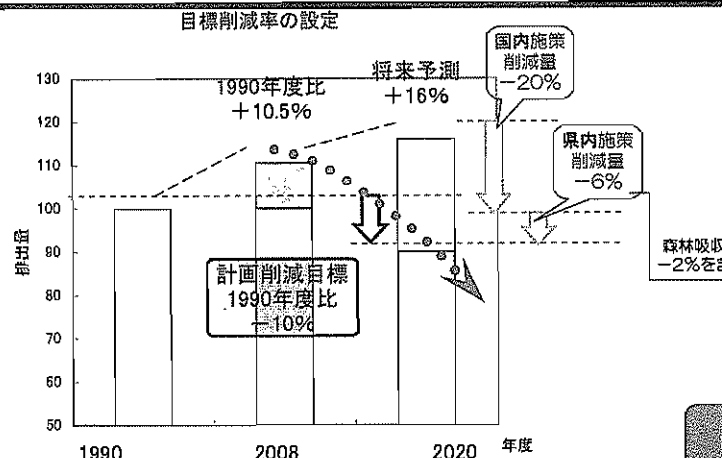
- 1 地球温暖化のメカニズム**
温室効果ガスが生物の生息に適した環境を保ってきたが、人間の社会活動の拡大による化石燃料の大量消費により、大気中の二酸化炭素濃度が増加(産業革命前280ppm→2005年に379ppm)し、1906年から2005年の100年間で世界の平均気温は0.74℃上昇した。
- 2 世界中で見られる地球温暖化による影響**
地球温暖化が進むと、気温や海水温の上昇や地域により降雨量の増減や海面の上昇などの気候変動が生じる。このことにより、洪水や暴風雨による被害の増加、穀物生産性の低下、生物種の絶滅リスクの増加などの影響がある。
- 3 地球温暖化防止に向けた取組**
 - 【産業・業務部門】 地球温暖化対策計画書制度の推進、M-EMS促進、省エネルギー診断等
 - 【家庭部門】 地球温暖化防止活動推進センターによる啓発、省エネルギー活動促進等
 - 【新エネルギー】 新エネビジョンに基づく新エネルギー導入支援、普及啓発等
 - 【森林吸収源対策】 間伐の推進、森林づくりへの県民参画の推進
- 4 県民・事業者の意識と取組**
 - 【県民】 地球温暖化問題への関心は、必ずしも具体的な行動に結びついていない。
 - 【産業】 体制を整備して取組を進めており一定の対策が進んでいる。
 - 【民生業務】 産業に比べると取組率は低い。運用による改善は進んでいるが設備導入は進んでいない。

温室効果ガス排出量の現状と将来予測

- 現状**
2008年度の三重県域の温室効果ガス排出量は、事業活動の増加に伴い、1990年度比で10.5%増加している。
- 【産業部門】 排出原単位は改善。事業活動が増加し排出量が増加。
 - 【民生業務部門】 延べ床面積の増加に伴い排出量が増加。
 - 【民生家庭部門】 世帯数の増加に伴い排出量が増加。
 - 【運輸部門】 排出原単位が改善し排出量は減少傾向。
- 将来予測**
このまま何も対策をしなければ、三重県域の温室効果ガス排出量は2020年度には1990年度比で16%増加する。

計画の削減目標

2020年度における三重県の温室効果ガス排出量を1990年度比で **10%削減** します。(森林吸収量2%含む)
(2005年度比20%削減)



取組の基本的視点

- 意識から行動へ**
県民や事業者の地球温暖化問題への関心を、具体的な行動に結びつける
- 協働連携の取組**
県民一人ひとり、事業者それぞれの取組から、地域や社会の中での連携した取組に広げていく
- 資源の有効活用**
化石燃料の使用削減、新エネルギーの導入に取り組み、生活の中で出来る限り資源・エネルギーの無駄遣いをなくし、再利用やリサイクルを推進する

各主体の役割

- 【県民】
 - 日常生活での環境配慮
 - 環境保全活動への参加
- 【事業者】
 - 環境配慮の取組推進
 - 事業活動でのCO₂削減
- 【市町】
 - 計画策定・推進
 - 率先実行
 - 地域の対策推進
- 【地球温暖化防止活動推進センター】
 - 県民への情報提供・普及啓発
 - 温暖化防止行動の促進
- 【団体・NPO・大学等】
 - 多様な主体と連携した環境保全活動の展開
 - 環境教育の推進
- 【県】
 - 地球温暖化対策の率先実行
 - 地球温暖化防止の普及啓発
 - 県民・事業者等の行動促進

削減に向けた取組

県の取組

基本的な取組

- 基本取組1 「事業者による自主取組の促進」
 - 基本取組2 「各主体が連携して取り組むCO₂排出削減 県民運動の推進」
 - 基本取組3 「自動車交通のエネルギー利用効率の向上」
 - 基本取組4 「新エネルギーなどの再生可能エネルギーの導入」
 - 基本取組5 「各主体と連携した人づくりの推進」
- 【産業部門】 各企業の自主的な地球温暖化対策を促進し、製品の生産や使用に伴う二酸化炭素の排出量が少ない、低炭素に配慮したものづくりが行われる社会を目指します。(省エネ診断、M-EMS普及、計画書制度、クレジット化等)
 - 【民生業務部門】 事業者は環境に配慮したサービスを提供し、消費者は環境に配慮したサービスを選択するという消費形態の安定した社会を目指します。(エコオフィス、環境配慮店舗、クレジット化等)
 - 【民生家庭部門】 環境に配慮した暮らしを実践し、次代に伝えていく社会を目指します。(日常生活での省エネ、住宅の省エネ対策、推進員の活用、環境学習等)
 - 【運輸部門】 環境に優しい自動車の利用や物流面での対策が進んだ社会を目指します。(エコドライブ、エコ通勤、モーダルシフト、公共交通の利便性向上等)
 - 【新エネルギー導入・イノベーション推進】 新エネルギーの導入を促進し、グリーンイノベーションを推進します。
 - 【森林整備等によるCO₂吸収効果発揮】 森林の持つ多面的機能の発揮を目指し、多様な主体による森林づくりを進めます。(森林整備の推進、炭素の貯蔵等に貢献する木材利用の促進、森林づくりへの県民参加の推進、緑地の保全と緑化の推進)

三重県の率先実行

- 運用改善と施設更新による省エネルギー対策の推進
- 再生可能エネルギーの率先導入
- エコドライブ実践、エコカーの導入
- 職員の率先した環境配慮行動

国の取組

地球温暖化対策基本法案

- 国内排出量取引制度の創設
- 地球温暖化対策税の検討
- 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設
- 【日々の暮らし】
 - 機械器具・建築物等の省エネの促進
 - 自発的な活動の促進
 - 教育及び学習の振興
 - 排出量情報等の公表
- 【国際協力】
 - 国際的連携の確保
- 【地域づくり】
 - 都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策
 - 自動車の適正使用等による交通に係る排出抑制
 - 森林の整備、緑化の推進等によるCO₂吸収作用の保全及び強化
 - 地方公共団体に対する必要な措置
- 【ものづくり】
 - 革新的な技術開発の促進
 - 機械器具・建築物等の省エネの促進
 - エネルギーの転換、化石燃料の有効利用の促進
 - 地球温暖化防止に資する新たな事業の創出
 - 地球温暖化への適応 等

目指す将来像

あるべき姿・理念
低炭素社会の実現

将来ビジョン

- くらし ころ豊かなスローなくらし
- まちづくり みんなで取り組むエコなまちづくり
- ものづくり 低炭素なものづくり

6. 県産材の需要拡大に向けた取組

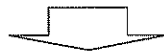
木材価格の低迷による林業採算性の悪化等から、収穫期を迎えた森林が伐採されず、多くの間伐材が伐り捨てられるなど、利用可能な木材が有効に活用されていない状況にあります。

このような中、三重の森林・林業を再生するためには、県産材の需要を拡大することが不可欠であり、従来の住宅部門のほか、公共建築物への利用推進や新たな用途開拓などに取り組んでいく必要があります。

1 住宅分野における取組

●住宅取得の中心層である20代、30代の世帯数は減少傾向にあり、今後、住宅着工戸数の大幅な増加は期待できない

●木造住宅部材の4割を占める梁・桁等の横架材については、9割以上が輸入材



○住宅メーカーや工務店等が必要とする製品の低コストで安定的な供給

○在来工法住宅における横架材や土台、下地用合板等における県産材利用の拡大

○大消費地での販路開拓

(1) 「三重の木」認証材の利用拡大

「三重の木」は市場が求める規格・基準が確かな県産材を供給するためのもので、「三重の木」認証制度で定められた品質、寸法、乾燥の規格・基準に基づき認証工場が製材・加工したものです。

- ・厳しい経済情勢等から新設住宅着工戸数が低迷する中、認証事業者が行うPR活動や、県内23金融機関の協力による住宅ローンの金利低減を利用する件数が平成22年度は153件となったことなどにより、「三重の木」の出荷量は徐々に増加し、平成22年度は9,154m³となりました。
- ・本年度は、住宅ローンの金利低減などこれまでの取組に加え、国の緊急経済対策の一環として、「三重の木」を使用した住宅への補助を実施し、利用拡大を進めます。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
「三重の木」出荷量	4,290m ³	5,137m ³	8,416m ³	8,740m ³	8,668m ³	9,154m ³
県内木造住宅着工数	8,228戸	9,954戸	10,037戸	9,691戸	7,101戸	7,142戸

- ・住宅に使用する木材のうち梁・桁は約40%を占めていますが、その9割以上が外材となっています。このため、県産スギ・ヒノキ材の強度性能を

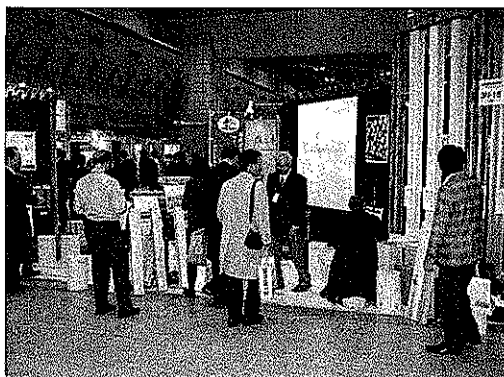
明らかにすることで安心して梁・桁に使用できるようにした「三重県産スギ・ヒノキ横架材スパン表」(H23.3 三重県林業研究所作成)を建築業者や設計士へ研修会などで普及することにより、梁・桁での県産材利用を進めます。

木造住宅の部材別割合

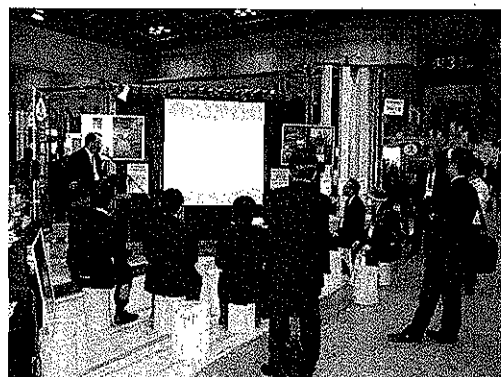
部材	柱類	梁桁類	その他	計
使用割合	29.1%	40.6%	30.4%	100.0%

(2) 大消費地での販路開拓

- ・大消費地での県産材の需要拡大をねらい、昨年、東京ビッグサイト(東京都江東区)で開催された日本最大規模の住宅・建築関連専門展示会である「ジャパンホーム&ビルディングショー」へ出展した結果、24社との商談を進める中で4社との取引が開始されています。
- ・今年度も、引き続き出展し(9月28日～30日開催)、情報の収集や発信により首都圏をはじめとする大消費地での販路開拓を進めます。



展示会の様子



三重県ブースでのセミナー

(3) 「あかね材」認証材の利用拡大

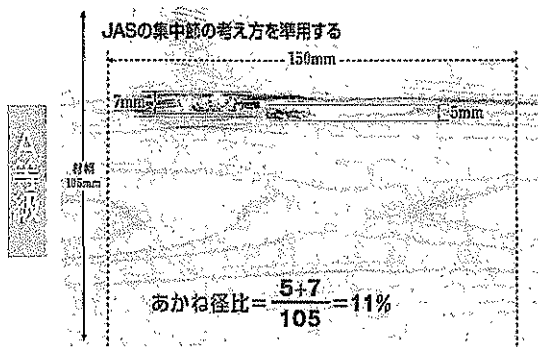
- スギノアカネトラカミキリの被害は県内に広く見られ、被害材は、強度等において問題がないとされているが、市場から敬遠され、価格は通常市場価格の6割程度
- 本県の木材業界が全国に先がけ、昨年、被害材のうち一定の規格・基準に適合したものを「あかね材」として認証する制度を創設



○「あかね材」認証制度の普及、利用拡大

- ・県では、「みえ公共建築物等木材利用方針」において、「あかね材」を「三重の木」と併せて県有施設で優先使用することとしています。

- ・「あかね材認証制度」の拡大・定着をはかるため、和歌山県など他県と連携した協議会の設置を木材業界とともに進めています。
- ・住宅補助や首都圏の展示会などで PR を実施することなどにより、「あかね材」認知度の向上をはかり利用拡大を進めます。



A等級=あかね径比 15%以下

「あかね材」認証材



「あかね材」マスコットキャラクター

2 公共建築物等における取組

- 我が国の公共建築物における木造率は7.5%であり、建築物全体の36%に比べて低位



- 公共建築物は木造率が低いため、潜在的な需要が大きい
- 公共建築物は展示効果やシンボル性が高いことから、県民に木材利用の重要性や木の良さに対する理解を深めてもらうのに効果的
- 学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、学校施設に木材を利用することは、木材の持つあたたかさ、高い調湿性等の特性により、潤いのある学習や生活環境を実現する上で有効

- ・「みえ公共建築物等木材利用方針」(H22.12.13 策定)において、県自らが整備する低層の公共建築物は原則木造化することとし、「三重の木」認証材や「あかね材」認証材をはじめとする県産材の積極的な利用を位置づけています。



菰野高校武道場

- ・木造建築物の事例集を作成し十分説明することなどにより、市町や民間の学校教育施設や保健・福祉施設等に対しても木材利用を働きかけるとともに、資材単価表の作成など、木材業界と連携して木材を利用しやすい環境の整備を進めます。

3 木質バイオマス利用など新たな用途への取組

- 木質バイオマスのうち、「未利用間伐材等」は、資源としての潜在的な利用可能性を有するものの、間伐材の約9割が伐り捨てられているなど、その多くが搬出されず林内に放置
- 中部電力(株)では、碧南火力発電所において、石炭に輸入チップを3%混合する混焼発電を実施

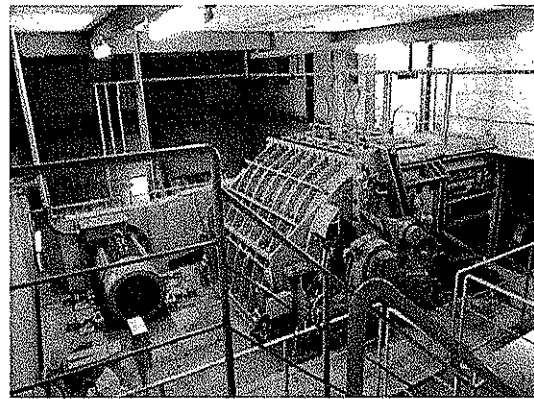


○再生可能エネルギーとして利用するなど、低炭素社会に貢献する木質バイオマスの利用を促進

- ・中部電力(株)碧南火力発電所で石炭と県産チップの混焼発電の実現に向け取組を進めており、本年10月には実機実験を実施する予定です。
- ・温泉施設や公共施設等の小規模ボイラーにおける木質ペレット等の利用を働きかけていきます。
- ・県産間伐材を用いた建築用合板の取組を進めるとともに、公共事業における県産材型枠の実用化に向けた実証実験を行います。



チップ



チップ製造施設

7. 浄化槽法に基づく指定検査機関

1 (社)三重県水質保全協会の浄化槽法第7条検査問題に関する経緯

浄化槽法（以下「法」という。）では、浄化槽の設置時（構造・規模の変更を含む。）及び毎年1回の水質に関する検査が義務付けられており、その検査は県が指定した検査機関が行うこととされています。

社団法人三重県水質保全協会（以下「協会」という。）は、平成7年から県の指定を受けて検査業務を行っていますが、平成20年9月、同協会の会員が記者会見を行い、次の内容を指摘しました。

（会員からの指摘事項）

- ・ 法第7条第1項に基づく法定検査（以下「7条検査」という。）が未実施の浄化槽について、前納された代金を返金していないものがある。この問題を協会は放置している。
- ・ 平成17年度の収支決算で、7条検査の預かり金1千万円を「みなし寄附」として一般会計に移した。

このため、協会の検査業務を調査したところ、法第7条第1項に規定する水質検査の未実施件数が、平成20年2月の時点で約2,600件蓄積していたこと及び平成17年度の検査収益1千万円が一般会計にみなし寄附されていたことなどが明らかになりました。

この問題について、県では平成20年度から有識者による検証を行うとともに、その結果をもとに未実施物件の処理のほか、経緯の把握と原因究明など再発防止の徹底を協会に指導してきました。

また、平成21年11月に「浄化槽の法定検査を行う指定検査機関の指定に係る審査基準」を策定し、公正な検査業務の確保を目的とした指定検査機関の役員構成に関する規定を設けました。

浄化槽の法定検査を行う指定検査機関の指定に係る審査基準

- 2 申請者が次のいずれかに該当するときは、指定検査機関の指定をしないものとする。
 - ⑥ 浄化槽に係る業務に携わる者の割合が理事現在数の3分の1以上であるとき。ただし、公正な検査業務を確保するため、浄化槽に係る業務に携わる者の割合が3分の1以下である委員会等を設け、その権限等について必要な規定を整備し、併せて外部監事を選任する場合を除く。

協会は、内部に法定検査事業委員会を設置し、審査基準に適合したことから、県は指定期間が満了した昨年度末に再度指定を行いました。委員会が適切に運営されることを検証するため、通常5年間の指定期間を1年間としました。

しかしながら、この委員会が適切に運営されなかったため、平成 23 年 3 月 30 日付けで審査基準 2 の 6 のただし書き規定を削除する改正を行い、委員会の設置による対応を認めないこととしました。(平成 23 年 3 月 30 日改正 平成 23 年 8 月 1 日施行)

なお、協会の指定については、改正後の審査基準の施行を 8 月 1 日としたこと及び県内に指定検査機関が存在しなくなると浄化槽の法定検査に支障が生じることから、平成 23 年 7 月 31 日まで延長しました。

2 7 条検査問題等に関する是正状況

協会は、7 条検査未実施物件について、適正期間内に可能なものは検査を実施し、既に適正期間を超過しているものは差額返金等の対応をしているほか、役員及び職員を対象にしたコンプライアンス研修の実施、事務処理システムの改善等を行いました。

また、みなし寄附の 1 千万円は平成 21 年度決算において特別会計に戻したほか、今回の問題の処分として、役員の日当半減、職員賞与の 25%カット等を行いました。

しかし、県へ報告のあった、過去に 7 条検査が適正な期間を逸脱して実施されていたことへの対応など、改善措置の一部が十分履行されているとはいえない状況にあります。

3 今後の対応

8 月以降の指定について、複数の法人から申請の意向が示されているため、事業計画の聞き取り等を行うこととしています。

なお、指定申請がなされた場合は、浄化槽法施行規則、県審査基準に基づき適切に判断します。

【参考】現在の状況

(水質保全協会)

業界関係者の理事構成割合を 3 分の 1 未満とするよう、定款の改正を行いました。

(新団体)

申請の意向を示している法人に対し、事業計画の提出を指導しています。

8. 審議会等の審議状況（平成23年2月14日～平成23年6月2日）

（環境森林部）

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 地球温暖化対策実行計画部会
2 開催年月日	平成23年 5月30日
3 委員	部会長 朴 恵淑 副部会長 向井 征二 委員 加藤 征三 他9名
4 諮問事項等	三重県地球温暖化対策実行計画について
5 調査審議結果	三重県地球温暖化対策実行計画中間案へのパブリックコメント等の報告を行うとともに、今後の策定作業の進め方について審議し、東日本大震災後の情勢を踏まえた修正を加えるため、年度内を目処に策定していくこととなった。
6 備考	

2 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水質総量規制部会
2 開催年月日	平成23年 3月24日
3 委員	部会長 太田 清久 委員 田中 晶善 他2名
4 諮問事項等	第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定について
5 調査審議結果	伊勢湾水質総量規制制度について事務局から説明を行い、ご意見をいただいた。
6 備考	

3 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水生生物保全環境基準類型指定部会
2 開催年月日	平成23年 5月25日
3 委員	部会長 田中 晶善 委員 岩田 政司 他2名
4 諮問事項等	水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について
5 調査審議結果	河川の水生生物保全環境基準に係る類型指定について事務局から説明を行い、ご意見をいただいた。
6 備考	

4 三重県自動車廃物認定委員会

1 審議会等の名称	三重県自動車廃物認定委員会
2 開催年月日	平成23年 3月15日
3 委員	委員長 寺川 史郎 委員 伊賀 恵 他5名
4 諮問事項等	放置自動車の廃物認定について（県管理地1件）
5 調査審議結果	審議案件1件について、廃物認定可能と判断された。
6 備考	

5 三重県森林審議会

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	平成23年 5月24日
3 委員	会長 石川 知明 委員 大垣 順子 他13名
4 諮問事項等	森林審議会会長の選出 森林保全部会の設置
5 調査審議結果	森林保全部会について設置が承認された。
6 備考	

6 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会
2 開催年月日	平成23年 2月15日
3 委員	会長 加治佐 隆光 会員 伊藤 千鶴 他11名
4 諮問事項等	みえ生物多様性地域戦略（案）について
5 調査審議結果	みえ生物多様性地域戦略（案）及びパブリックコメントの結果と対応案について事務局から説明し、各委員から質問、意見等をいただいた。
6 備考	

7 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会
2 開催年月日	平成23年 4月19日
3 委員	会 長 加治佐 隆光 会 員 内田 克宏 他7名
4 諮問事項等	自然公園法施行規則第11条第35項の規定による基準の特例を定めることについて
5 調査審議結果	室生赤目青山国定公園内への風力発電施設設置申請に対して、自然公園法施行規則第11条第35項の規定による基準の特例を定めることについて事務局から説明し、各委員から質問、意見等をいただいた。
6 備考	

8 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会
2 開催年月日	平成23年 5月31日
3 委員	会 長 加治佐 隆光 会 員 内田 克宏 他9名
4 諮問事項等	自然公園法施行規則第11条第35項の規定による基準の特例を定めることについて
5 調査審議結果	室生赤目青山国定公園内への風力発電施設設置申請に対して、自然公園法施行規則第11条第35項の規定による基準の特例を定めることについて、前回の審議会で出された意見、質問等に対し、申請者、事務局等から説明し、各委員による審議が行われた。
6 備考	今回は、現地視察を行うこととなった。

9 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	平成23年 2月15日
3 委員	会長 加治佐 隆光 委員 島 孝彦 他3名
4 諮問事項等	温泉部会長の選出 土地掘削許可申請（1件）
5 調査審議結果	許可が適当と認められた。
6 備考	